事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書(共済組合員用)

・個人払込を選択する場合は、本書類の提出は不要です。
・事業主払込を選択する場合は、本書類の提出が必要です。
　なお、事業主払込を選択した場合で、事業所の都合で個人払込になった方(本書類項目2の「事業主の確認事項、証明」で(1)にチェックが入った場合)は本書類の提出が必要です。

事業主払込を希望されているお客さまへ

「事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書(共済組合員用)」の作成につきまして

本書類はお客さまとお勤め先のご担当者さまにご記入いただく書類です。
お客さまが本書類の項目「１.申出者が希望する払込情報」に記入された後、お勤め先のご担当者さまにお渡しいただき、「２.事業主の確認事項、証明」の各項目を記入いただくようご依頼ください。
お手元に書類が戻りましたら、項目「毎月の加入者掛金額」をご記入ください。

事業所ご担当者さまへ

iDeCo(個人型確定拠出年金)加入手続きに関するご協力のお願い

①K-033号フローチャートはご担当者さまで記載された後、申出者(お客さま)へお渡しください。
②事業主用の控えはございません。控えが必要な場合、コピーをとっていただきますようお願いいたします。

※「事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書(共済組合員用)」にはお客さま、事業所ご担当者さまそれぞれにご記入いただく箇所がございます。詳細は記入例をご確認ください。

事業所ご担当者さま向け よくあるご質問・ご留意事項

『１.申出者が希望する払込情報』
加入者ご本人さまの記入箇所です。記入がない場合には、加入者ご本人さまに記入をご依頼ください。

『掛金の納付方法に関する確認』
項目『１.申出者が希望する払込情報』欄の「申出者が希望する掛金納付方法」の選択に対し、事業主がご対応可能な納付方法をチェックください。
WEB申込は「個人払込」(加入者本人の銀行口座から掛金の引落を行う方法)のみ対応可能です。

『事業主の署名等』
・事業所名称のフリガナの記入漏れにご注意ください。
・証明日は作成いただいた日をご記入ください。記入漏れの多い箇所ですので、ご注意ください。

『登録事業所番号』
記入は必須になります。事業所番号が未登録ですとiDeCoへの申し込みはできかねますので、必ず事前に事業所登録を行ってください。

ご参考:FAQはこちら→

ー新規加入・お問い合わせー

SBI証券 iDeCo(個人型確定拠出年金)サポートデスク

通話料無料 **0120-581-214**

携帯電話からは0570-065-214(有料)

国際電話、IP電話からは03-5562-7560(有料)をご利用ください。

※平日および土曜日、日曜日(年末年始・祝日を除く)8:00～17:00
※土曜日、日曜日は新規申込のお問い合せのみ承ります。

事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書(共済組合員用)　記入要領

訂正方法

● 訂正部分を二重線で消し、正しい内容をご記入ください。

申出者氏名	フリガナ　ネンキン　イチロウ 年金　~~二郎~~ 一郎

⚠ 注意事項

● 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。
(選択肢は、該当する番号またはアルファベットの□にレ点を記入してください。)

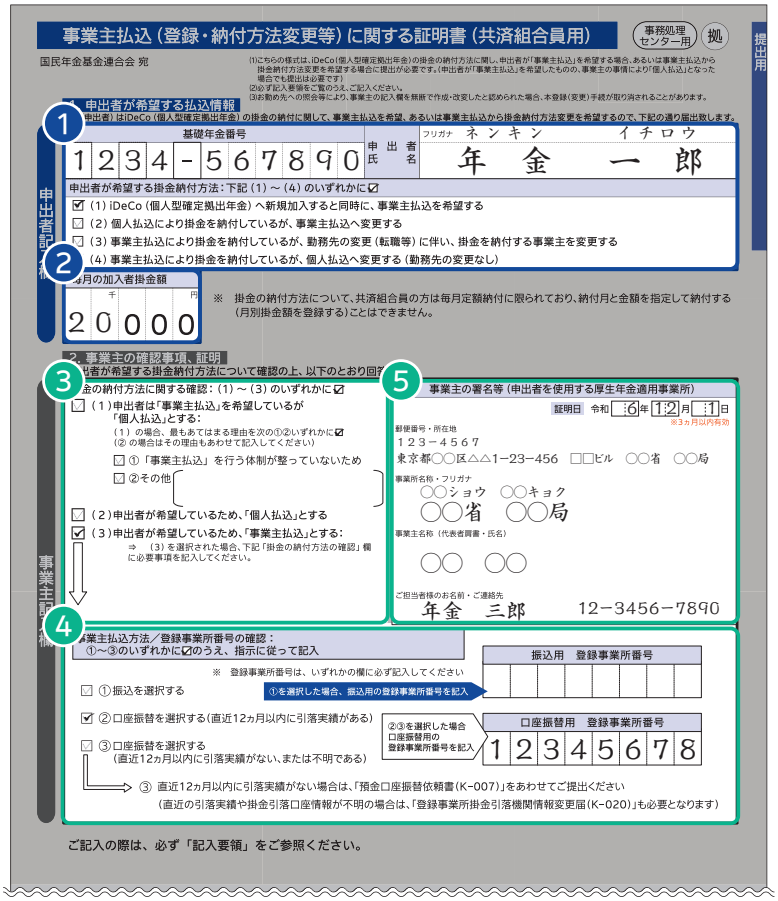

❶・❷は、申出者がご記入ください

❶ 基礎年金番号

年金手帳または基礎年金番号通知書を参照のうえご記入ください。

❷ 毎月の加入者掛金額

下限5,000円～拠出限度額まで千円単位で指定した金額をご記入ください。拠出限度額については以下の通りです。

・拠出限度額:20,000円

50:国家公務員共済組合員(長期)
51:地方公務員共済組合員(長期)
52:私立学校教職員共済制度(長期)
53:企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)

各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額および確定給付企業年金等の他制度掛金相当額	個人型年金の拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	月額55,000円－ (各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額＋他制度掛金相当額) 例)55,000円－50,000円＝5,000円

※上記の「個人型年金の拠出限度額」が5,000円未満の場合は、個人型年金に加入できません。

❸～❺は、事業主がご記入ください

❸ 掛金の納付方法に関する確認

該当する項目にチェックしてください。

❹ 事業主払込方法／登録事業所番号の確認

・①に該当する場合は、「振込用登録事業所番号」を記入してください。
・②③に該当する場合は、「口座振替用登録事業所番号」を記入してください。
※「登録事業所番号」は記入必須となります。登録事業所番号が無い場合、「事業所登録申請書(事前登録用)(K-029号)」を提出し、事前に登録事業所番号を取得してください。
※③に該当し、直近12ヵ月以内に引落実績がない場合は、「預金口座振替依頼書(K-007B号)」をあわせてご提出ください。直近の引落実績や掛金引落口座情報が不明の場合は、「登録事業所掛金引落機関情報変更届(K-020号)」も必要となります。

❺ 事業主の署名等(申出者を使用する厚生年金適用事業所)

個人事業主の場合は、次のように記入してください。
・「住所」→事業所の住所
・「事業所名称」→事業所の名称(屋号)
・「事業主名称」→事業主の氏名
「証明日」を必ずご記入ください。

事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（共済組合員用）

事務処理センター用　拠

提出用

国民年金基金連合会 宛

(1)こちらの様式は、iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金の納付方法に関し、申出者が「事業主払込」を希望する場合、あるいは事業主払込から掛金納付方法変更を希望する場合に提出が必要です。（申出者が「事業主払込」を希望したものの、事業主の事情により「個人払込」となった場合でも提出は必要です）
(2)必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
(3)お勤め先への照会等により、事業主の記入欄を無断で作成・改変したと認められた場合、本登録（変更）手続が取り消されることがあります。

1. 申出者が希望する払込情報

私（申出者）はiDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金の納付に関して、事業主払込を希望、あるいは事業主払込から掛金納付方法変更を希望するので、下記の通り届出致します。

申出者記入欄

基礎年金番号	申出者氏名	フリガナ
―		

申出者が希望する掛金納付方法：下記（1）～（4）のいずれかに☑

- ☑（1）iDeCo（個人型確定拠出年金）へ新規加入すると同時に、事業主払込を希望する
- ☑（2）個人払込により掛金を納付しているが、事業主払込へ変更する
- ☑（3）事業主払込により掛金を納付しているが、勤務先の変更（転職等）に伴い、掛金を納付する事業主を変更する
- ☑（4）事業主払込により掛金を納付しているが、個人払込へ変更する（勤務先の変更なし）

毎月の加入者掛金額

千　000　円

※　掛金の納付方法について、共済組合員の方は毎月定額納付に限られており、納付月と金額を指定して納付する（月別掛金額を登録する）ことはできません。

2. 事業主の確認事項、証明

申出者が希望する掛金納付方法について確認の上、以下のとおり回答します。

事業主記入欄

掛金の納付方法に関する確認：（1）～（3）のいずれかに☑

- ☑（1）申出者は「事業主払込」を希望しているが「個人払込」とする：
  （1）の場合、最もあてはまる理由を次の①②いずれかに☑
  （② の場合はその理由もあわせて記入してください）
  - ☑ ①「事業主払込」を行う体制が整っていないため
  - ☑ ②その他（　　）
- ☑（2）申出者が希望しているため、「個人払込」とする
- ☑（3）申出者が希望しているため、「事業主払込」とする：
  ⇒　（3）を選択された場合、下記「掛金の納付方法の確認」欄に必要事項を記入してください。

事業主の署名等（申出者を使用する厚生年金適用事業所）

証明日　令和　　年　　月　　日
※3ヵ月以内有効

郵便番号・所在地

事業所名称・フリガナ

事業主名称（代表者肩書・氏名）

ご担当者様のお名前・ご連絡先

事業主払込方法／登録事業所番号の確認：
①～③のいずれかに☑のうえ、指示に従って記入

※　登録事業所番号は、いずれかの欄に必ず記入してください

- ☑ ①振込を選択する
- ☑ ②口座振替を選択する（直近12ヵ月以内に引落実績がある）
- ☑ ③口座振替を選択する（直近12ヵ月以内に引落実績がない、または不明である）

①を選択した場合、振込用の登録事業所番号を記入

振込用　登録事業所番号

②③を選択した場合口座振替用の登録事業所番号を記入

口座振替用　登録事業所番号

③ 直近12ヵ月以内に引落実績がない場合は、「預金口座振替依頼書（K-007）」をあわせてご提出ください
（直近の引落実績や掛金引落口座情報が不明の場合は、「登録事業所掛金引落機関情報変更届（K-020）」も必要となります）

ご記入の際は、必ず「記入要領」をご参照ください。

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	
0988	（株）SBI証券

各種届書・添付書類	受付金融機関確認		事セ確認
預金口座振替依頼書	☐あり	☐なし	☐
登録事業所掛金引落機関情報変更届	☐あり	☐なし	☐

受付金融機関	9: 令和　年　月　日	事務処理センター

様式第 K-109B号（2024.12）

事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（共済組合員用）

事務処理センター→RK用　拠

提出用

国民年金基金連合会 宛

⑴こちらの様式は、iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金の納付方法に関し、申出者が「事業主払込」を希望する場合、あるいは事業主払込から掛金納付方法変更を希望する場合に提出が必要です。（申出者が「事業主払込」を希望したものの、事業主の事情により「個人払込」となった場合でも提出は必要です）
⑵必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
⑶お勤め先への照会等により、事業主の記入欄を無断で作成・改変したと認められた場合、本登録（変更）手続が取り消されることがあります。

申出者記入欄

1. 申出者が希望する払込情報

私（申出者）はiDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金の納付に関して、事業主払込を希望、あるいは事業主払込から掛金納付方法変更を希望するので、下記の通り届出致します。

基礎年金番号	申出者氏名
－	フリガナ

申出者が希望する掛金納付方法：下記（1）～（4）のいずれかに☑

- ☐（1）iDeCo（個人型確定拠出年金）へ新規加入すると同時に、事業主払込を希望する
- ☐（2）個人払込により掛金を納付しているが、事業主払込へ変更する
- ☐（3）事業主払込により掛金を納付しているが、勤務先の変更（転職等）に伴い、掛金を納付する事業主を変更する
- ☐（4）事業主払込により掛金を納付しているが、個人払込へ変更する（勤務先の変更なし）

毎月の加入者掛金額

		千			円
			0	0	0

※　掛金の納付方法について、共済組合員の方は毎月定額納付に限られており、納付月と金額を指定して納付する（月別掛金額を登録する）ことはできません。

事業主記入欄

2. 事業主の確認事項、証明

申出者が希望する掛金納付方法について確認の上、以下のとおり回答します。

掛金の納付方法に関する確認：（1）～（3）のいずれかに☑

- ☐（1）申出者は「事業主払込」を希望しているが「個人払込」とする：
  （1）の場合、最もあてはまる理由を次の①②いずれかに☑
  （②の場合はその理由もあわせて記入してください）
  - ☐ ①「事業主払込」を行う体制が整っていないため
  - ☐ ②その他（　　　　　）
- ☐（2）申出者が希望しているため、「個人払込」とする
- ☐（3）申出者が希望しているため、「事業主払込」とする：
  ⇒（3）を選択された場合、下記「掛金の納付方法の確認」欄に必要事項を記入してください。

事業主の署名等（申出者を使用する厚生年金適用事業所）

証明日　令和　　年　　月　　日
※3ヵ月以内有効

郵便番号・所在地

事業所名称・フリガナ

事業主名称（代表者肩書・氏名）

ご担当者様のお名前・ご連絡先

事業主払込方法／登録事業所番号の確認：
①～③のいずれかに☑のうえ、指示に従って記入

※　登録事業所番号は、いずれかの欄に必ず記入してください

- ☐ ①振込を選択する
  ①を選択した場合、振込用の登録事業所番号を記入
- ☐ ②口座振替を選択する（直近12ヵ月以内に引落実績がある）
- ☐ ③口座振替を選択する
  （直近12ヵ月以内に引落実績がない、または不明である）

②③を選択した場合
口座振替用の
登録事業所番号を記入

振込用　登録事業所番号							

口座振替用　登録事業所番号							

③　直近12ヵ月以内に引落実績がない場合は、「預金口座振替依頼書（K-007）」をあわせてご提出ください
（直近の引落実績や掛金引落口座情報が不明の場合は、「登録事業所掛金引落機関情報変更届（K-020）」も必要となります）

ご記入の際は、必ず「記入要領」をご参照ください。

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	
0988	（株）SBI証券

各種届書・添付書類	受付金融機関確認		事セ確認
預金口座振替依頼書	☐あり	☐なし	☐
登録事業所掛金引落機関情報変更届	☐あり	☐なし	☐

受付金融機関	9:令和	年	月	日	事務処理センター

【K－０３３号フローチャート】

令和6年12月1日現在
国民年金基金連合会作成

iDeCo加入者、加入を検討している会社員や公務員等、厚生年金被保険者の皆さまへ
iDeCoの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください

この用紙にて、企業年金制度等の加入状況の別による、iDeCo（個人型確定拠出年金）への加入資格、拠出限度額の確認ができます。裏面のフローチャートを確認ツールとしてご利用ください。

◆ 裏面のフローチャートはiDeCo公式サイトにも掲載されていますので、ご活用ください。

1 iDeCo掛金の上限額（拠出限度額）は企業年金制度等の加入状況によって異なります。この様式を活用して、お勤め先で実施する企業年金制度等の状況、iDeCoへの加入資格や拠出限度額をご確認ください。
なお、セルフチェックシートとなりますので、ご提出いただく必要はありません。

2 フローチャートの質問と回答に沿って該当する項目にチェックしながら、ご自身のiDeCoへの加入資格を確認してください。Ⓕ～Ⓚ（Ⓘを除く）に該当した方はiDeCoへの加入資格をお持ちなので、各区分に示す２桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。また、拠出限度額も併せてご確認ください。

3 お客さまが記入した「企業年金制度等の加入状況」の情報が確認できない場合、確認できるまでの間はiDeCoの掛金の引き落しが一時停止されます（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、親会社から子会社への派遣や出向等により、お勤め先が変更となっている場合でも、引き続き親会社や出向元等で年金制度に加入している場合もあります。ご不明な点は必ずお勤め先にご確認ください。

4 お勤め先で企業年金制度等に加入している場合の拠出限度額は次の表のとおりです。拠出限度額を超過した場合、掛金額が自動的に減額、あるいは一時停止されることがあります（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、企業年金制度等に加入していない場合の拠出限度額は2.3万円です。

厚生年金被保険者区分	拠出限度額　※いずれも2.0万円を上限
厚生年金被保険者	5.5万円－（企業型DC※1掛金額＋DB※2等の他制度※3掛金相当額）
国家公務員共済組合の組合員	5.5万円－共済掛金相当額
地方公務員共済組合の組合員	
私立学校教職員共済制度の加入者	5.5万円－（企業型DC掛金額+他制度掛金相当額（私学共済））

5 お勤め先の企業年金制度等の加入状況や掛金額は、下記の方法でご加入者の皆さまに表示・周知されます。
加入中の制度や確認方法が不明の場合は、お勤め先にお問い合わせください。

お勤め先で加入されている企業年金制度等	企業年金制度等の掛金額の加入者への表示・周知方法
企業型DCのみに加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト※4上で掛金額を表示
企業型DC　＋　DB等の他制度の両方に加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト上で、企業型DCの掛金額およびDB等の他制度掛金相当額を併せて表示
DB等の他制度のみに加入の場合や、国家公務員・地方公務員共済組合の組合員の場合	周知方法は事業主によって異なりますので、お勤め先にご確認ください。

※1：　企業型DC　＝　企業型確定拠出年金
※2：　DB　＝　確定給付企業年金
※3：　DB等の他制度　＝　DBのほか、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度および石炭鉱業年金基金
※4：　企業型DCの加入者Webサイト　＝　記録関連運営管理機関が用意しているWebサイトを指します。運用関連運営管理機関が、記録関連運営管理機関と連携するWebサイトを用意している場合もございます。ご不明の場合はお勤め先にお問い合わせください。

裏面に続く

■　あなたの企業年金の加入状況についてご回答ください

拠出限度額は表面の❹❺にてご確認ください

質問の途中でも、回答がわからない場合はこちらへ

※下記のフローチャートであなたの企業年金制度等の加入状況についてご回答いただき、各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。

Ⓐ お勤め先で企業型確定拠出年金（企業型DC）※1制度に加入していますか？
（お勤め先に企業型DC制度があっても、ご自身が加入されていない場合は、「□いいえ」に進んでください）

□ **はい**　□ **いいえ**

Ⓑ お勤め先で次のいずれかの制度に加入していますか？
- □ 国家公務員共済組合（長期）
- □ 地方公務員共済組合（長期）
- □ 私立学校教職員共済制度

□ **はい** →
Ⓕ 拠出限度額　月額20,000円※4
- □ **50** 国家公務員共済組合（長期）
- □ **51** 地方公務員共済組合（長期）
- □ **52** 私立学校教職員共済制度（長期）

□ **いいえ**

Ⓒ お勤め先で次のいずれかの制度に加入していますか？
- □ 確定給付企業年金（DB）※2
- □ 厚生年金基金※3
- □ 石炭鉱業年金基金

□ **はい** →
Ⓖ 拠出限度額　月額20,000円※4
- □ **02** 確定給付型の企業年金

□ **いいえ** →
Ⓗ 拠出限度額　月額23,000円
- □ **00** 他に企業年金制度なし

Ⓓ 加入中の企業型DCの拠出方法は次のいずれか、もしくは両方に該当しますか？
- □ マッチング拠出を選択しています
- □ 事業主掛金が年単位での拠出になっています

□ **はい** →
Ⓘ 個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入できません

□ **いいえ**

Ⓔ お勤め先で私立学校教職員共済制度に加入していますか？

□ **はい** →
Ⓙ 拠出限度額　月額20,000円※4
- □ **53** 企業型DCおよび私立学校教職員共済制度（長期）

□ **いいえ** →
Ⓚ 拠出限度額　月額20,000円※4
- □ **01** 企業型DCあり（DB等の他制度の併用を含む）

現在のお勤め先でご加入されている企業年金制度等のご状況がわからない場合は、お勤め先の人事、総務等、企業年金制度の担当者にご確認ください。

【※1：企業型確定拠出年金（企業型DC）とは　】
- 労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- 加入者ごとに拠出された掛金を加入者自らが運用し、その運用実績に応じて給付額が決まります。そのため、加入者ごとにIDやパスワードが発行され、企業型DCの記録関連運営管理機関（RK）が用意する加入者Webサイト上で、資産状況や、運用状況、iDeCoに拠出可能な掛金額を確認することができます。
- iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）は企業型DCではありません。

【※2：確定給付企業年金（DB）とは　】
- 労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- 給付の内容があらかじめ定められ、基本的な運用のリスクは事業主が負います。
- DBにご加入中の場合、事業主からDBの掛金相当額が通知されます。
（DCにもご加入中の場合は※1に記載の方法で、DBの掛金相当額も併せて表示されます。）

【※3：厚生年金基金とは　】
- 国の老齢厚生年金の一部を代行し、独自の給付を上乗せして支給する企業年金です。あらかじめ将来の給付額が確定している、確定給付（DB）型の制度です。国の厚生年金とは別の制度になります。
- 現在は新規設立が認められておらず、現存する厚生年金基金は少数です。
- 厚生年金基金に加入中の場合、事業主から厚生年金基金の掛金相当額が通知されます。
（DCにも加入中の場合は※1に記載の方法で、厚生年金基金の掛金相当額も併せて表示されます。）

【※4 拠出限度額は事業主掛金により調整される場合があります。詳細は表面❹ ❺をご確認ください。】